お知らせ版

☆ホームページアドレス

http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/ ☆Eメールアドレス

hisho@city.shirakawa.fukushima.jp

本 庁 舎 八幡小路7-1 ☎22 1111 表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎32 2111

大信庁舎 大信増見字北田 58 ☎億 2111

東 庁 舎 東釜子字殿田表 50 ☎ 34 2111





子育て支援策を拡充

△子育て支援センター「おひさまひろば」で遊ぶ親子

医療費無料化の対象を中学3年生まで拡大します

市では、これまで小学6年生までの子どもを対象に、外来・入院時の医療費を無料にしてきましたが、7月か ら、助成対象を中学3年生まで(※1)引き上げ、より子どもの健康増進と保護者の経済的負担を軽減します。

※1 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

/ こ 以 + 匠 広専判時の畑西 |

《ことも医療費制度の概要》			
		社会保険等加入者の場合	国民健康保険加入者の場合
助成を受けるためには		中学1年生から3年生までの子どもについては、 新たに受給資格登録申請が必要です。登録後、 こども医療費受給資格者証を発行します。	6月下旬に「中学校3年生まで医療費の一部負担金が0割」と記載した国民健康保険被保険者証を送付します (申請不要)。
助成	現物給付の場合 ※窓口での支払 いは不要です。	医療機関等の窓口で、被保険者証とこども医療費受給資格者証を提示してください。本市および西白河郡(以下「本市等」)内の医療機関等で医療費(保険診療分一部負担金)が月額21,000円未満の場合は、窓口での医療費(保険診療分)の自己負担はありません。	医療機関等の窓口で国民健康保険被保険者証を提示してください。 県内の医療機関で医療費(保険診療分)の自己負担はありません。
の方法	<u>償還払いの場合</u> ※窓口でいった ん支払い、市 へ請求後、返 還になります。	保険診療分一部負担金が月額21,000円以上の場合や受診した医療機関が本市等以外の場合は後日、支払い分を口座に振り込みますので「こども医療費助成申請書」を提出してください。なお、加入している健康保険等から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、これらを差し引いた金額が助成の対象となりますので、申請時は支給金額の分かる書類(支給決定通知書等)を添付のうえ、提出してください。	・県外でかかった医療費(保険診療分)は、本庁 舎国保年金課へ申請してください。 ・県内外問わず、入院時の食事代負担額は、本庁 舎こども課へ申請してください。

■受給者資格登録申請の方法

申請書に書類(子どもの被保険者証の写し、保 護者の金融機関通帳の写し)を添付のうえ、提出 してください。なお、申請には印鑑が必要です。

≪書類の提出・問い合わせ先≫

- ▶本庁舎こども課☎221111 内2732
- ▷各庁舎教育振興課 表郷☎⑳4782 大信☎⑯ 3975 東☎343146